附則第七条第十三項及び第十四項を削り、同条第十五項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第十八項とする。

附則第九条の二を削る。

附則第九条の三の見出し中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同条第一項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十七項」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十八項」に改め、同条を附則第九条の二とする。

附則第十条第四項中「及び第三十四項」の下に「、第七十条の四の二第三項、第五項及び第六項、第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第七十条の四第九項の項中「この条」の下に「、第七十条の四の二」を加え、同表第七十条の四第三十四項の項の次に次のように加える。

第七十条の四の二第三項	第一項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項
	財務省令	総務省令
	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四の二第五項	前項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項
	財務省令	総務省令
	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四の二第六項	第一項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項
	第四項	同条第一項の規定によりその例によることとされる第四項
	これらの規定に規定する税務署長	道府県知事
	税務署長に	道府県知事に
	次項	同条第一項の規定によりその例によることとされる次項
第七十条の四の二第八項	第一項の	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項の
	前条第一項第一号	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項第一号
	「第一項」	「法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項」
第七十条の四の二第十項	前項の	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項の
	第一項の	同条第一項の規定によりその例によることとされる第一項の
	前条第一項	同条第一項の規定によりその例によることとされる前条第一項
	同条	前条

附則第十条第五項中「第五十七項及び第五十八項の規定は」を「第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定は」に改め、「第二十八項まで」の下に「並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）」を加え、「第五十二項、第五十七項及び第五十八項中」を「第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項中」に、「同条第十二項」を「同令第四十条の六第十二項」に、「同条第五十七項」を「同条第五十八項」に、「読み替える」を「、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替える」に改め、同条第七項中「農地等（以下」を「農地等（第二十四項を除き、以下」に、「により同条第十七項」を「により同項」に改め、同条第十二項中「この項」の下に「及び第十五項」を加え、同条中第十九項を第二十二項とし、第十三項から第十八項までを三項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の三項を加える。

13　受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付け（次項及び第十五項において「営農困難時貸付け」という。）は、同条第二十一項の規定の適用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。ただし、当該農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第四十六項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付けの申込みを行つた日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで引き続き行つている場合に限る。）には、当該貸付けによるほか法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

14　法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十八項及び第十九項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定により営農困難時貸付けを行つた受贈者が、当該営農困難時貸付けに係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するために当該営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第二十六項において「賃借権等」という。）を消滅させ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合について準用する。

15　法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行う場合又は貸付期限の到来により一時的道路用地等の用に供されていた農地等について営農困難時貸付けを行う場合における第十三項の規定の適用については、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一月」とする。